

第3回 兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会議事要旨

1 日時 令和3年12月27日(月) 13:30~15:30

2 場所 兵庫県立のじぎく会館 2階 大会議室

3 出席者 「出席者名簿」のとおり

4 主な内容

(1) ケアラー経験者からのヒアリングについて

ケアラー経験者(2名)より、ケアの経験等について説明

<主な質疑>

(委員)

SOSを出した人、相談した人は、当時いたか。また、今考えれば、SOSや相談をできたと思える人はいたか、教えてほしい。

(発表者①)

相談した人は、思いあたらない。母の親友や、訪問看護の看護師に自分の体調を相談したことはあったが、それは若者ケアラーの年代になってからの話で、ヤングケアラーの時は、自分から相談することはなかった。向こうから声をかけてくれる人がいないとヤングケアラーの頃は難しく気にかけてくれる人もいなかった。

(発表者②)

高校生の頃は、3年間担任の先生が同じで、話を聞いてくれた。最近では尼崎ユースセンターのユースワーカーの方、地域のコミュニティスペースの方などに相談している。ただ、相談する相手は、一人ではなく複数の方が同時に関わってくれることで安心を感じる。

(委員)

当時、こんな支援があったら自分が救われたのでは、と思うことがあれば教えてほしい。

(発表者①)

心の問題が一番大きかったので、相談できる場所があればと思う。窓口というよりも、カウンセリングが受けられるようなサービス、時間があればと思う。そのほか、食事の支援、買い物代行、その他ボタン付け替えなどの家事支援があれば助かったと思う。

(委員)

小・中・高校生の頃、例えば、子ども食堂がある、当事者会がある、相談窓口がある、と聞いたとして、自分からその場に行けたと思うか。

(発表者②)

行けなかったと思う。自分自身がヤングケアラーか分からないし、行ったとしても、誰がいるか分からない。今、大学生となり行っているのは信頼できる人からの紹介であるということが大きい。

(発表者①)

想像になるが、行かなかったと思う。母が私自身に迷惑をかけていると思っていると感じており、行くにしても、親に隠れてこっそり行ったと思う。

(委員)

学校の先生は、小学校・中学校・高校と、誰も気付かなかったのか、教えてほしい。

(発表者①)

誰も気付かなかった。周りの人に対して、今思うと、何でと思う。

(発表者②)

担任の先生が気付いてくれた。これは宿題が提出できず、先生からの指導を受けた際、家族の状況の話をしたことがきっかけだった。

(座長)

近所の方、福祉関係の方との接点はあったと思うが、その方からアプローチはあったか。

(発表者①)

福祉関係や医療関係の方から見れば、私は母の背景にいる存在であり、私のことを気にかけてくれることはなかった。唯一、訪問看護の看護師が帰る際に、声をかけてくれた。

(委員)

地域の民生委員としては申し訳なく思う。家族で助け合っているという事は見えていたと思うが、その子への負担ということまでは、目配りできていなかった。ただ、民生委員から声かけはしていたのではと思う。その時、何らかの発信があれば、とも思ったが、非常に申し訳ない想いで話を聞いていた。

(座長)

民生委員の方は年配の方が多いので、ヤグケラーから見ると少し物怖じすることがあると聞いたこともある。また、民生委員からも、どのように声をかけるべきか、との声も聞いたことがあるので、そのあたりも課題として考えていく必要がある。

(2) 兵庫県ケアラー支援推進方策の骨子(案)について

「資料1、2、3、4」に基づき、事務局が説明

<主な意見等(各委員より)>

《早期発見、把握》

(委員)

一番はじめにヤグケラーを把握できるのは担任先生や養護教諭なので、(5)面談等を通じた把握をはじめに記載するように整理してほしい。ヤグケラーの発見は、いじめの発見と同じで、誰もがその可能性があると考え、子ども達から聞き取りして、発見していくことが大事なので、「日頃から児童生徒との信頼関係を築き、表面上の行動だけでなく、学級内の違和感や児童生徒が発する些細なサインも決して見逃さないようにするとともに」という文言のあとに、(5)の記載を続けて記載してほしい。

また、小・中学校のスクールソーシャルワーカー、高校のキャンパスカウンセラーは同じ役割なので、(1)(3)は続けて記載してほしい。

ただ、他の項目では研修が一番はじめに記載されているので、(4)の研修をはじめに記載する案もあるので、事務局で全体を見て考えてほしい。

あと、「相談体制の充実」、「相談支援体制の充実」という言葉がそれぞれあるので、どちらかに統一してほしい。

(委員)

児童虐待の研修と同じで、研修を受けて知識として身につけても、目の前にいる児童生徒の様

子と合致させることが難しい先生が案外多い。なので誰もがその可能性があるということ、何か背景にあるということを考えて児童生徒の話を聞くということを強調することが大事と思う。

(座長)

教育関係者だけでなく、福祉職の方にも言える話である。本人だけでなく、その家族にも何か背景があるでは、ということを考えていく必要があると思う。

(委員)

直接、親の介護などケアを行っている児童生徒もいれば、直接ではなく介護は親がやっているが直接ではないが、その反動で家事を担っている児童生徒もいるが、直接介護を行っていない場合は対象外となるのか。

(座長)

ヤングケアラーのケアの範囲に家事も入っており、介護等を親が行っているため、家事を子どもが担っている例もヤングケアラーに含まれる。そのことはあまり理解されていないので、その辺りも周知する必要がある。推進方策を策定するにあたり、ヤングケアラーとは、について説明する項目があってもいい。

(委員)

P14の第5にケアラー、ヤングケアラーの定義を書いているので、この部分を丁寧書くことで対応できると思う。

(委員)

先ほどのヒアリングの中で、一人ではなく、複数の人が関わってくれることが安心という話があった。教育現場では、担任先生からスクールソーシャルワーカーにつながること以上に、チームで対応することが大事ということの指摘だと思うので、機関間連携の話もあるが、チームで対応することであることを強調して欲しい。

(委員)

介護の分野では、家族を資源と捉えることになっているので、研修の部分で、その視点を変える何か良い文言があれば、意識づけのためにも記載をしてほしい。

(座長)

P17 2で医療・介護・福祉の専門職の連携について記載があるが、教育と福祉の連携強化も必要となってくるので、記載して欲しい。

《福祉サービスへの円滑なつなぎ》

(委員)

先ほどのヒアリングの中で、小さい頃、家事等の支援が必要という話があったが、障害福祉サービスのヘルパーがサセスに入る際には、小中学生まで義務教育の期間は、本人だけでなく子どもに対してもサービス提供できる仕組みとなっているので、何故それができなかったのか、疑問に思った。同時に、高校生も追加して成人するまでは、子どもに対する支援もできるようにすることも検討が必要かと思う。

(座長)

障害分野では、本人だけでなく子どもに対してサービス提供ができることについて周知が必要であるということと、年齢の上限を上げてはどうかという提案。介護分野ではどうか。

(委員)

介護分野では、高齢者等、その方のプランを作成するので、家族に対するものは対象とならない。しかし、ヘルパー事業所が介護保険外の自費サービスとして、事業所独自でサービスを提供している例はある。その他、シルバー人材センターや市町社協が家事代行等をしている例はある。

ヘルパー事業所でも、制度的に手を出せない部分についてジレンマを感じている部分はあるので、その部分を補う施策が市町であればと思う。

(委員)

介護分野では家族がいる場合は、家族の部分にはサービス提供ができない。ただ、そのままにできない例もあるので、自費サービスでヘルパー事業所をお願いするケースはある。

(座長)

今回の支援方策は、研修に大きく力を入れていて、まずは関係者の意識を変えてもらうとともに視点を養ってもらう。窓口の設置、研修実施により、関係者間の連携を強化していくとしている。できれば連携等がうまく機能するために、提案として「ヤングケア支援担当」「ヤングケア担当」を学校、地域包括センター、基幹相談支援事業所、家庭児童相談室、社会福祉協議会に兼務で良いので配置また指名等をする。この担当者はヤングケアに関する研修を必ず受けて、担当領域の支援者・教員からの相談にのり、助言を行ったり、必要に応じて、ヤングケア支援窓口や他職種との連携を行うなどの取組みを行うことについて検討してほしい。

(委員)

担当者として窓口をはっきりさせることには賛成。学校にも同様の担当者をおくようにしてほしい。例えば、地域の民生委員が、学校に連絡をしても、電話を取った先生ごとに対応が違うこともある。専任でなくても良いので「ヤングケア担当」として窓口をはっきりすると良い。

(委員)

「ヤングケア担当者」として担当を明確にするのはいいと思う。

また、先ほどのヒアリングで、カウンセラーによる面談等があればという話もあったが、障害分野の基幹相談センターの設置促進にあわせて、その基幹相談センターに必須でなくても、カウンセラーができる人を配置するように働きかけることができればいいと思った。

(発表者②)

学校に担当者がいるのは良いと思ったが、その人だけが担当とならないように複数で対応してほしいと思った。

また、相談窓口について、私の場合は夜中にしんどくなることがあったので、夜間の対応も考えて欲しい。

(委員)

次のステップの話となるかも知れないが、関係機関が連携して対応するためケース検討会議等を行うことになると思うが、相談窓口で聞いた個人情報の保護をどのようにするのか。このあたりの個人情報の取り扱いについては、検討していく必要がある。

(委員)

窓口、ピアサポート等など必要な支援ができることはうれしいが、そこに繋ぐ人がいないことが課題となる。学校で養護教諭がSSWを紹介しても児童生徒が自ら相談にくることは殆どない。

実際には、その児童生徒が保健室にいる時を見計らって、接触し関係を築いている。小中高生、その家族を支援につなげるには、支援方策のP13「2 相談支援、福祉サービスへのつなぎ」で

は、地域活動団体、民生委員、学校などとなっているが、非常に悩みエネルギーがいることで、誰かアウトリチで紹介する人や、同行する人が必要となってくる。

キャンパカウンセラーをしているが、高校生に当時者会を紹介し、行きたいと行ってくれても、つれていくのは、キャンパカウンセラーの業務外の仕事となる。キャンパカウンセラーは間接支援しか、してはいけないことになっているので、学校に了承を得た上で、勤務とは別に連れて行っている。例えば、この部分の改善や、地域の方と協力する仕組みが必要である。

(委員)

学校で、窓口教諭を決めるとなれば養護教諭等となるケースが多くなると思う。ただ、養護教諭等は他にもいろいろな窓口を兼ねているので、他の先生へのどれだけ伝わるのか、協力できるのかという点について懸念があるのでチーム体制で対応することが大事だと思う。

P23(3)に要対協と関係機関との連携があるが、要対協では、虐待事案しか取り扱えていない現状の中、ヤングケアラーが個別ケースにあがってくるのか、という疑問がある。

《人材育成・普及啓発、県・市町との役割分担・連携》

(委員)

P22「(3)地域包括支援センターの機能強、地域ケア会議の推進」の記載の最後に、学識経験者やリハビリテーション専門職の派遣とあるが、この部分は、リハビリテーション専門職ではなく、ヤングケアラーの分野に精通している方が良いと思うので、修正して欲しい。

(委員)

P27に県・市町との役割分担・連携とあるが、この役割分担・連携は非常に重要と考えている。

今回は県と市町との連携・支援と記載しているが、役割分担を明確化するかどうか、議論すべきかと思う。

私自身は、ヤングケアラーの相談窓口やピアサポートは、住民に身近な市町で実施するのが望ましいと思う。今は神戸市にしか窓口等はないので、広域的自治体として、先駆的モデル事業として実施し、評価検証していく。県は広域的自治体として広報や研修をしていくものと考えているが、それを記載するかどうか、議論いただきたい。

市町においては、今年度からスタートした重層的支援体制整備事業につながっていくことになると思う。

(委員)

神戸市では、事件を受けて、市単独予算で先行して取り組んでいるが、神戸市のように専用の窓口を設置するのは現実的には難しいと思うが、県も窓口をつくるのであれば、既存の相談窓口でヤングケアラー支援の視点を入れた上で相談窓口として位置づけすることが市町の動きとなると思う。

以上